

## 第1編 総説

### 第1章 学習評価の在り方について

#### 1 現行学習指導要領の下での学習評価

平成10年に告示された現行の学習指導要領（以下「現行学習指導要領」という。）は、完全学校週5日制の下、①基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力など「生きる力」を育成することを基本的なねらいとしている。

このようなねらいを実現するための児童生徒の学習の評価の在り方について、平成12年12月に、教育課程審議会から「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」の答申が出された。

同答申においては、観点別学習状況の評価を基本とする従前の評価方法を発展させ、目標に準拠した評価を一層重視するとの基本的な考え方に立ち、指導要録における各教科の学習の記録の取扱いについて、観点別学習状況の評価の基本とすることを維持するとともに、評定を目標に準拠した評価に改めることとされた。また、児童生徒一人一人のよさや可能性、進歩の状況などを積極的に評価していく観点から、新設された「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄において、個人内評価を一層充実していくこととされた。

同答申における「指導要録の取扱い」の主な内容は、以下のとおりである。

- 現行学習指導要領の下においても、目標に準拠した評価である観点別学習状況の評価を基本とし、従前の四つの観点により、実現の状況を3段階で評価することを基本的に維持すること。
- 評定については、従前の指導要録の考え方を更に発展させ、観点別学習状況の評価の場合と同様、目標に準拠した評価に改め、また、従前と同様に、小学校第3学年以上において3段階、中学校の必修教科においては5段階で行うこと。

同答申を受け、文部科学省においては、各学校の指導要録の作成の参考となるよう、現行学習指導要領の下での指導要録に記載する事項等を取りまとめ、平成13年4月に「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」の通知（以下「指導要録の改善通知」という。）

を発出した。指導要録の改善通知における各教科及び総合的な学習の時間についての主な改正内容は、以下のとおりである。

- 各教科の評定について、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るなどの観点から、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価することに改める。
- 「総合的な学習の時間」について、各学校で評価の観点を定めて、評価を文章記述する欄を新たに設ける。

平成15年10月に、中央教育審議会から出された「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」の答申を踏まえ、同年12月に学習指導要領が一部改正された。

総合的な学習の時間については、各学校において、総合的な学習の時間の目標及び内容を定めるとともに、当該目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す全体計画を作成することなどが学習指導要領の総則に明記された。

## 2 新学習指導要領の趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会においては、教育基本法等の改正を踏まえ、学習指導要領全体の見直しについて審議が行われ、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申が出された。

同答申に基づき、平成20年に告示された新しい学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）においては、「生きる力」をはぐくむことが引き続き重要であることが明確にされた。

また、同答申では、学習評価の改善について「学校や教師は指導の説明責任だけではなく、指導の結果責任も問われていることを前提としつつ、評価の観点並びにそれぞれの観点の評価の考え方、設定する評価規準、評価方法及び評価時期等について、今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ、より一層簡素で効率的な学習評価が実施できるような枠組みについて、更に専門的な観点から検討を行う」こととされた。

これを受け、教育課程部会の下に児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループが設置され、平成22年2月に教育課程部会において中間まとめが報告された。さらに、一般の方々からの意見聴取等も踏まえ、引き続き審議が行われ、教育課程部会において平成22年3月に「児童生徒の学習評価の在り方について」の報告（以下「報告」という。）がとりまとめられた。

報告では、学習評価の改善に係る3つの基本的な考え方が示された。

- 目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定の着実な実施
- 学力の重要な要素を示した新学習指導要領等の趣旨の反映
- 学校や設置者の創意工夫を生かす現場主義を重視した学習評価の推進

新学習指導要領の下での学習評価については、児童生徒の「生きる力」の育成をめざし、児童生徒一人一人の資質や能力をより確かにはぐくむようにするため、目標に照らしてその実現状況をみる評価を着実に実施し、児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが重要であるとともに、学習指導要領に示す内容が確実に身に付いたかどうかの評価を行うことが重要である。

また、今回の観点別学習状況の評価の改善は、特に、「学力の重要な要素を示した新学習指導要領等の趣旨の反映」（同報告）と関連している。学校教育法の一部改正を受けて改訂された新学習指導要領の総則に示された学力の3つの要素を踏まえて、評価の観点に関する考え方が整理された結果、これまでの観点の構成と比べると、「思考・判断」が「思考・判断・表現」となり、「技能・表現」が「技能」として設定されることとなった。

さらに、各学校や設置者の創意工夫を一層生かしていくことが求められており、各学校では、組織的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めることが重要である。

### 3 新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況、評定及び特別活動の記録

文部科学省においては、新学習指導要領の下での指導要録の作成の参考となるよう、平成22年5月11日付けで初等中等教育局長から「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善について（通知）」（以下「学習評価及び指導要録の改善通知」という。）を発出した。

学習評価及び指導要録の改善通知においては、前述の報告を受け、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項や、指導要録に記載する事項として、小学校、中学校ごとに各教科の学習の記録、特別活動の記録など各欄の記入方法等が示されるとともに、各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等が示されている。その主な内容は以下のとおりである。

#### (1) 学習評価の改善に関する基本的な考え方について

学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要であり、新学習指導要領の下での学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要である。

- ① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。
- ② 新学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- ③ 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

#### (2) 学習評価における観点について

新学習指導要領を踏まえ、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」に評価の観点を整理し、各教科の特性に応じて観点を示しており、設置者や学校においては、これに基づく適切な観点を設定する必要がある。

学習評価及び指導要録の改善通知に示された評価の観点の趣旨については以下のように整理することができる。

##### ① 「関心・意欲・態度」

「関心・意欲・態度」の観点は、これまでと同様、各教科の学習に即した関心や意欲、学習への態度等を対象としたものであり、その趣旨に変更はない。

##### ② 「思考・判断・表現」

「思考・判断・表現」の観点のうち「表現」については、基礎的・

基本的な知識・技能を活用しつつ、各教科の内容に即して考えたり、判断したりしたことを、児童生徒の説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価することを意味している。

つまり「表現」とは、これまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく、思考・判断した過程や結果を言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としている。

### ③「技能」

「技能」の観点では、従前の「技能・表現」が対象としていた内容を引き継ぐことになる。これまで「技能・表現」については、たとえば社会科では資料から情報を収集・選択して、読み取ったりする「技能」と、それらを用いて図表や作品などにまとめたりする際の「表現」とをまとめて「技能・表現」として評価してきた。

今回の改訂で設定された「技能」については、これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」をも含む観点として設定されることとなった。

### ④「知識・理解」

「知識・理解」の観点は、これまでと同様、各教科において習得した知識や重要な概念を習得しているかどうかを内容としたものであり、その趣旨に変更はない。

学習評価及び指導要録の改善通知においては、各設置者が観点を設定する際に参考となるよう、各教科の評価の観点及びその趣旨並びにそれらを学年別（又は分野別）に示したものが提示されている。観点及びその趣旨等は、これまでと同様、各学校における評価規準の工夫・改善を図る際にも参考となるものである。

(3) 観点別学習状況及び評定の記入方法について

学習評価及び指導要録の改善通知に示された小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録における観点別学習状況及び評定の記入方法は、次のとおりである。

**【小学校児童指導要録】**

[各教科の学習の記録]

I 観点別学習状況

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、次のように区別して記入する。

「十分満足できる」状況と判断されるもの：A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B

「努力を要する」状況と判断されるもの：C

II 評定（第3学年以上）

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、次のように区別して記入する。

「十分満足できる」状況と判断されるもの：3

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：2

「努力を要する」状況と判断されるもの：1

**【中学校生徒指導要録】**

(学習指導要領に示す必修教科の取扱いは次のとおり)

[各教科の学習の記録]

I 観点別学習状況（小学校児童指導要録と同じ）

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、次のように区別して記入する。

「十分満足できる」状況と判断されるもの：A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B

「努力を要する」状況と判断されるもの：C

II 評定

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、次のように区別して記入する。

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの：5

「十分満足できる」状況と判断されるもの：4

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：3

「努力を要する」状況と判断されるもの：2

「一層努力を要する」状況と判断されるもの：1

#### (4) 特別活動について

学習評価及び指導要録の改善通知には、学習指導要領の目標及び特別活動の特質等に沿って、各学校において評価の観点を定めることができるようにすることとし、各活動・学校行事ごとに評価することが示されている。

また、特別活動の記録の記入方法は、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することが示されている。

## 第2章 評価規準の設定等について

### 1 評価規準の設定について

平成3年3月に文部省が<sup>あ</sup>発出した「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」の通知では，観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために，「評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」とし，学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するためのよりどころを意味するものとして，「評価規準」の概念を導入した。このことは，平成元年改訂の学習指導要領において，基礎・基本を重視し，自ら学ぶ意欲や思考力，判断力，表現力などの資質や能力の育成を重視するという「新しい学力観」の趣旨を踏まえて，児童生徒が自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面の評価を目指したことによるものである。（※1）

平成13年4月に文部科学省が発出した指導要録の改善通知では，各学校において，評価が効果的に行われるようにするため，各教科の評価の観点及びその趣旨を参考として，評価規準の工夫・改善を図ることが望まれると示したところである。

国立教育政策研究所においては，各学校において，評価規準の工夫・改善に資するよう，平成14年2月に「評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料」を作成した。

そして，平成20年告示の学習指導要領の下で行われる評価について，平成22年3月の報告を受け，本センターでは，各学校における児童生徒の学習の効果的・効率的な評価に資するため，同年5月から，教科等ごとに，評価規準，評価方法等の工夫改善に関する調査研究を行い，同年11月に本資料をとりまとめた。

### 2 資料の構成等について

#### (1) 第2編の資料の構成について

「第2編 各教科及び特別活動における評価規準に盛り込むべき事項等」の構成は以下のとおりである。

#### ・各教科の構成

原則として，教科ごとに次のような内容から構成されている。

- 第1 教科目標，評価の観点及びその趣旨等
  - 1 教科目標
  - 2 評価の観点及びその趣旨
  - 3 内容のまとめ

- 第2 内容のまとまりごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例
  - I 第○学年（○○分野）
    - 1 学年目標（分野の目標）
    - 2 評価の観点の趣旨
    - 3 学習指導要領の内容，内容のまとまりごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例

・特別活動の構成

特別活動については，次の内容から構成されている。

- 第1 目標，評価の観点及びその趣旨等
  - 1 目標
  - 2 評価の観点及びその趣旨
  - 3 内容のまとまり
- 第2 内容のまとまりごとの評価規準に盛り込むべき事項

- (2) 各教科における評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例  
 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況をみる評価（目標に準拠した評価）を着実に実施するためには，各教科の目標だけでなく，領域や内容項目レベルの学習指導のねらいが明確になっている必要がある。そして，学習指導のねらいが児童生徒の学習状況として実現されたというのは，どのような状態になっているかが具体的に想定されている必要がある。

以上の考え方を踏まえ，学習評価及び指導要録の改善通知に示された各教科の観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために，各学校において評価規準を設定する際の参考となるよう，「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」を示している。

第1に，学習指導要領の学年（又は分野）目標を実現するために，各教科の内容のまとまりごとに「評価規準に盛り込むべき事項」を示している。

「評価規準に盛り込むべき事項」は，新学習指導要領の各教科の目標，学年（又は分野）の目標及び内容の記述をもとに，学習評価及び指導要録の改善通知で示されている各教科の評価の観点及びその趣旨，学年（又は分野）別の評価の観点の趣旨を踏まえて作成している。

ここでの「内容のまとまり」とは，学習指導要領に示す領域や内容項目等をそのまとまりごとに整理したものであり，各教科における「内容のまとまり」は，次のとおりである。

### 【小学校】

教科	内容のまとめ
国語	「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の各領域
社会	内容の(1), (2)・・・の各大項目
算数	「A数と計算」「B量と測定」「C図形」「D数量関係」の各領域
理科	「A物質・エネルギー」「B生命・地球」の各区分
生活	(1)～(9)の各項目
音楽	「A表現・歌唱」「A表現・器楽」「A表現・音楽づくり」「B鑑賞」
図画工作	「A表現・内容(1)」「A表現・内容(2)」「B鑑賞」
家庭	「A家族生活と家族」, 「B日常の食事と調理の基礎」, 「C快適な衣服と住まい」, 「D身近な消費生活と環境」の内容の(1), (2)・・・の各項目
体育	(運動領域): 「A」「B」の・・・の各運動領域 (保健領域) 内容の(1), (2)・・・の各大項目

### 【中学校】

教科	内容のまとめ
国語	「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の各領域
社会	地理的分野及び公的分野については内容の(1)ア, イ・・・の各中項目, 歴史的分野については内容の(1), (2)・・・の各大項目
数学	「A数と式」「B図形」「C関数」「D資料の活用」の各領域
理科	第1分野及び第2分野の内容の(1), (2)・・・の各大項目
音楽	「A表現・歌唱」「A表現・器楽」「A表現・創作」「B鑑賞」
美術	「A表現・内容(1)(3)」「A表現・内容(2)(3)」「B鑑賞」
保健体育	(体育分野): 「A体づくり運動」, 「B器械運動」・・・の各領域 (保健分野): 内容の(1)～(4)の各大項目
技術・家庭	(技術分野): 「A材料と加工に関する技術」, 「Bエネルギー変換に関する技術」, 「C生物育成に関する技術」, 「D情報に関する技術」の内容の(1), (2)・・・の各項目 (家庭分野): 「A家族・家庭と子どもの成長」, 「B食生活と自立」, 「C衣生活・住生活と自立」, 「D身近な消費生活と環境」の内容の(1), (2)・・・の各項目
外国語	英語: 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」

第2に、各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定するに当たって参考となるよう、「評価規準に盛り込むべき事項」をより具体化したものを「評価規準の設定例」として示している。

「評価規準の設定例」は、原則として、新学習指導要領の各教科の目

標、学年(又は分野)の目標及び内容のほかに、当該部分の学習指導要領解説(文部科学省刊行)の記述をもとに作成している。

なお、「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」は、評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。

### (3) 特別活動の評価規準に盛り込むべき事項

特別活動については、学習評価及び指導要録の改善通知において、評価の観点及びその趣旨が示されている。

これを踏まえ、小学校では、「学級活動(1)」「学級活動(2)」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事(1)」～「学校行事(5)」をそれぞれ内容のまとまりとして、中学校では、「学級活動(1)」～「学級活動(3)」「生徒会活動」「学校行事(1)」～「学校行事(5)」をそれぞれ内容のまとまりとして、「評価規準に盛り込むべき事項」を示している。

特別活動の「内容のまとまりごとの評価規準に盛り込むべき事項」は、学習評価及び指導要録の改善通知において、「各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する」とされていることに対応して、「十分満足できる」活動の状況を示した。その記述は、原則として新学習指導要領及びその解説(文部科学省刊行)をもとに作成している。

### 3 各学校における学習評価の進め方及び留意点

各学校において、学習評価を行うために評価規準を設定することは、児童生徒の学習状況を判断する際の目安が明らかになり、指導と評価を着実に実施することにつながる。

また、学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習評価をその後の学習指導の改善に生かすとともに、学校における教育活動全体の改善に結びつけることが重要である。その際、学習指導の過程や学習の結果を継続的、総合的に把握することが必要である。

そのためには、評価規準を適切に設定するとともに、評価方法の工夫改善を進めること、評価結果について教師同士で検討すること、実践事例を着実に継承していくこと、授業研究等を通じ教師一人一人の力量の向上を図ること等に、校長のリーダーシップの下で、学校として、組織的・計画的に取り組むことが必要である。

一方、年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適の時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落としていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けることで評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

自校における指導計画に基づいて、単元（題材）の目標に応じて観点別に評価規準を設定すること、さらに、必要に応じて単元（題材）の中での学習活動に即した評価規準を設定するとともに、それらをどのような評価方法により評価するのかを具体的に示すなど、単元（題材）ごとに「指導と評価の計画」を作成する際には、本資料で提示した「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」を十分に活用していただきたい。

※ 1

文部省指導資料から、評価規準について解説した部分を参考として紹介する。

(参考) 評価規準の設定 (抄)

(文部省「小学校教育課程一般指導資料」(平成5年9月)より)

新しい指導要録(平成3年改訂)では、観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために、「各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」と示されています。

これまでの指導要録においても、観点別学習状況の評価を適切に行うため、「観点の趣旨を学年別に具体化することなどについて工夫を加えることが望ましいこと」とされており、教育委員会や学校では目標の達成の度合いを判断するための基準や尺度などの設定について研究が行われてきました。

しかし、それらは、ともすれば知識・理解の評価が中心になりがちであり、また「目標を十分達成(+)」、「目標をおおむね達成(空欄)」及び「達成が不十分(-)」ごとに詳細にわたって設定され、結果としてそれを単に数量的に処理することに陥りがちであったとの指摘がありました。

今回の改訂においては、学習指導要領が目指す学力観に立った教育の実践に役立つようにすることを改訂方針の一つとして掲げ、各教科の目標に照らしてその実現の状況进行评估する観点別学習状況を各教科の学習の評価の基本に据えることとしました。したがって、評価の観点についても、学習指導要領に示す目標との関連を密にして設けられています。

このように、学習指導要領が目指す学力観に立つ教育と指導要録における評価とは一体のものであるとの考え方に立って、各教科の目標の実現の状況を「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現(又は技能)」及び「知識・理解」の観点ごとに適切に評価するため、「評価規準を設定する」ことを明確に示しているものです。

「評価規準」という用語については、先に述べたように、新しい学力観に立って子供たちが自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面、すなわち、学習指導要領の目標に基づく幅のある資質や能力の育成の実現状況の評価を目指すという意味から用いたものです。